

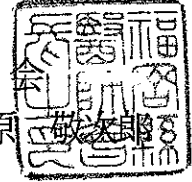


福岡県医発第804号(保)
平成15年7月18日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原



法人の代表者等に対する健康保険の保険給付について

健康保険法は、業務外の事由による疾病等に関して保険給付を行うこととされているため、業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病は、健康保険の給付対象とされていない。

一方、法人の代表者または業務執行者（以下「代表者等」という。）は、原則として労働基準法上の労働者に該当しないため、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に基づく保険給付も行われない。

ただし、労災保険法においては、中小事業主等を対象とした特別加入制度が設けられており、これに加入している事業主については、業務に起因して生じた傷病については、労災保険法に基づく保険給付が行われている。

しかしながら、この特別加入制度は任意加入のため、昨年の国会において、健康保険と労災保険の間で、どちらからも保険給付を受けられない法人の代表者等の救済が求められたことから、極めて小規模な適用事業所の所属する法人の代表者等については、その事業の実態が個人の事業所と大差ないと考えられること等を踏まえ、当面の暫定的な措置として、下記のとおり取り扱われることとなった旨、日本医師会より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本取り扱いは、平成15年7月1日以降に発生した傷病について適用されます。

記

1 健康保険の給付対象とする代表者等について

被保険者が5人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような業務に従事している者については、その者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関しても、健康保険による保険給付の対象とする。

2 労災保険との関係について

法人の代表者等のうち、労災保険法の特別加入をしている者および労働基準法上の労働者の地位を併せ保有すると認められる者であって、これによりその者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関し労災保険による保険給付が行われてしかるべきものに対しては給付を行わないこと。

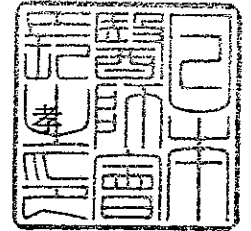
3 傷病手当金について

業務遂行上の過程において業務に起因して生じた傷病については、法人の代表者等は、事業経営につき責任を負い、自らの報酬を決定すべき立場にあり、業務上の傷病について報酬の減額等を受けるべき立場にないことから、健康保険法第108条第1項の趣旨にかんがみ、傷病手当金を支給しないこと。

日医発第292号(保56)
平成15年7月9日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
坪井 栄



法人の代表者等に対する健康保険の保険給付について

健康保険法は、業務外の事由による疾病等に関して保険給付を行うこととされているため、業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病は、健康保険の給付対象とされていない。

一方、法人の代表者または業務執行者（以下「代表者等」という。）は、原則として労働基準法上の労働者に該当しないため、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に基づく保険給付も行われない。

ただし、労災保険法においては、中小事業主等を対象とした特別加入制度が設けられており、これに加入している事業主については、業務に起因して生じた傷病については、労災保険法に基づく保険給付が行われている。

しかしながら、この特別加入制度は任意加入のため、昨年の国会において、健康保険と労災保険の間で、どちらからも保険給付を受けられない法人の代表者等の救済が求められたことから、極めて小規模な適用事業所に所属する法人の代表者等については、その事業の実態が個人の事業所と大差ないと考えられること等を踏まえ、当面の暫定的な措置として、下記のとおり取扱うこととされました。

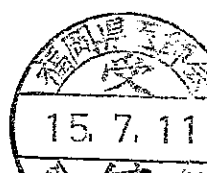
つきましては、本取扱いにつきまして、貴会会員への周知方ご協力賜われますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本取扱いは、平成15年7月1日以降に発生した傷病について適用されます。

記

1 健康保険の給付対象とする代表者等について

被保険者が5人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような労務に従事している者については、その者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関しても、健康保険による保険給付の対象とする。



2 労災保険との関係について

法人の代表者等のうち、労災保険法の特別加入をしている者および労働基準法上の労働者の地位を併せ保有すると認められる者であって、これによりその者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関し労災保険による保険給付が行われてしかるべきものに対しては給付を行わないこと。

3 傷病手当金について

業務遂行上の過程において業務に起因して生じた傷病については、法人の代表者等は、事業経営につき責任を負い、自らの報酬を決定すべき立場にあり、業務上の傷病について報酬の減額等を受けるべき立場にないことから、健康保険法第108条第1項の趣旨にかんがみ、傷病手当金を支給しないこと。

<添付資料>

法人の代表者等に対する健康保険の保険給付について

(平 15.7.1 保発第 0701001 号・庁保発第 0701001 号

厚生労働省保険局長・社会保険庁運営部長)



保発第 0701001 号
庁保発第 0701001 号
平成 15 年 7 月 1 日

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

社会保険庁運営部長
(公印省略)

法人の代表者等に対する健康保険の保険給付について

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「法」という。）は、業務外の事由による疾病等に関して保険給付を行うこととされているため、業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病は、健康保険の給付対象とならない。

一方、法人の代表者又は業務執行者（以下「代表者等」という。）は、原則として労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）上の労働者に該当しないため、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく保険給付も行われない。

しかしながら、極めて小規模な適用事業所に所属する法人の代表者等については、その事業の実態が個人の事業所と大差ないと考えられること等を踏まえ、当面の暫定的な措置として、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施に当たり遺憾のないよう取り扱われたい。

記

1 健康保険の給付対象とする代表者等について

被保険者が 5 人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような労務に従事している者については、その者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関しても、健康保険による保険給付の対象とすること。

2 労災保険との関係について

法人の代表者等のうち、労働者災害補償保険法の特別加入をしている者及び労働基準法上の労働者の地位を併せ保有すると認められる者であって、これによりその者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関し労災保険による保険給付が行われてしかるべき者に対しては給付を行わないこと。

このため、労働者災害補償保険法の特別加入をしている者及び法人の登記簿に代表者である旨の記載がない者の業務に起因して生じた傷病に関しては、労災保険による保険給付の請求をするよう指導すること。

3 傷病手当金について

業務遂行上の過程において業務に起因して生じた傷病については、法人の代表者等は、事業経営につき責任を負い、自らの報酬を決定すべき立場にあり、業務上の傷病について報酬の減額等を受けるべき立場にないことから、法第108条第1項の趣旨にかんがみ、傷病手当金を支給しないこと。

4 適用について

本通知は、本日以降に発生した傷病について適用すること。

〔 写送付先 社 会 保 険 事 務 所 長
地方社会保険事務局事務所長 〕